

## 定期報告対象一覧(建築設備)

下表に掲げる建築物(当該用途の床面積が2,000平方メートル以上のものに限る)の換気設備、排煙設備、非常用照明装置が対象となります。

対象 (避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの(1-bを除く))			報告時期
用途		規模等(いずれかに該当するもの)	
1	a	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場	毎年 9月1日から 11月30日まで ※ 報告は検査の 2ヶ月以内
	b	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場	
2	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上のもの ・当該用途の床面積が3,000平方メートル以上のもの	
3	旅館又はホテル	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの	
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、就寝用途の児童福祉施設等	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの(病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る)	

## 定期報告対象となる建築設備の種類

報告対象施設用途	建築設備の種類	建築設備の内容	報告の要否
①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場  ②百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗  ③旅館又はホテル  ④病院、診療所、就寝用途の児童福祉施設等  ※上記①から④に掲げる施設の床面積2,000㎡以上	換気設備	中央管理方式による空調設備（無窓居室の機械換気）	必要
		上記以外の機械換気	不要
		用途①②で火気使用のための機械換気	不要
		用途③④で火気使用のための機械換気	必要
	排煙設備	居室に設けられた機械排煙設備	必要
	非常用照明	開放型蓄電池を予備電源としたもの	必要
		開放型蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたもの	必要
		内蔵型及び密閉型蓄電池のみ	不要
自家用発電機装置のみ		不要	

※衛生設備はすべて対象外とし、報告は不要です。

## 定期報告対象一覧(防火設備)

下表に掲げる建築物の随時閉鎖式の防火設備が対象となります。  
(外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーは除きます)

対象(当該用途に供する床面積の合計が200㎡を超え、 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの(赤字箇所を除く))		報告時期
用途	規模等(いずれかに該当するもの)	
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場	毎年4月1日 から 翌年3月31日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの</li> <li>・当該用途の床面積(客席部分)が200平方メートル以上のもの</li> <li>・劇場・映画館・演芸場で、主階が1階にないもの</li> </ul>	
2	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上のもの</li> <li>・当該用途の床面積が3,000平方メートル以上のもの</li> </ul>	
3	旅館又はホテル	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの</li> </ul>	
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、就寝用途の児童福祉施設等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの(病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る)</li> <li>・<b>当該用途の床面積が200平方メートル以上のもの</b></li> </ul>	
5	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場(いずれも学校に附属するものを除く)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にあるもの</li> <li>・当該用途の床面積が2,000平方メートル以上のもの</li> </ul>	
6	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)又は寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの</li> <li>・<b>当該用途の床面積が200平方メートル以上のもの</b></li> </ul>	